

# 祝 当麻町二十歳を祝う会



二十歳を祝う会

No. 207

2026 (令和8) 年  
2月



207号の主な内容

P 2 町政を問う(一般質問)

P 9 議案の審議

P11 第5回臨時会

P13 子ども町議会／二十歳を祝う会

P14 議案審議の結果

P15 議案の採決結果

P16 議会のうごき

# とうまの議会



# 令和7年 第4回定例会

令和7年第4回定例会は12月12日に招集され、会期1日間で開かれました。

今定例会は、行政報告、4議員からの一般質問につづき、人権擁護委員候補者の推薦、条例の制定2件、条例の改正3件、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更、補正予算5件について審議されました。

なお、今号では第5回臨時会（11月28日開催）についてもお知らせします。

（議案審議結果は14ページをご覧ください。）



ここが  
聞きたい

## 町政を問う！

第4回定例会では、深谷、上杉、西川、加藤の4議員が一般質問を行いました。

（要旨にて掲載）

一般質問と答弁（再質問を除く）の全文を当麻町ホームページ「当麻町議会」の中に掲載していますのでご覧ください。



このQRコードからアクセスするとカラーで見ることができます。

当麻町ホームページ／当麻町議会  
<http://town.tohma.hokkaido.jp/parliament>





**Q** のるーと当麻について

**A** 持続可能な公共交通  
として改善

深谷 俊文 議員

**問** 深谷議員  
令和7年10月より、町内の新たな乗り合いバス「のるーと当麻」が運行されています。のるーと当麻について、12月8日までアンケートを取られて

いました。

アンケート内容や町民との直接対話を参考にして問題点を把握し、来年度からの本格運行に向けて、より便利に利用してもらうため、改善するべき点があれば運行内容を変更するお考えがあるか、また来年度もアンケートを取るか町長に伺います。

**答**

村椿町長

交通空白地の解消と利便性の向上を図るためAIを活用した予約型乗合タクシー「のるーと当麻」の令和8年4月から本格運行に向けた実証運行を10月16日より実施しています。

本実証運行では、利用状況、運行管理などの課題や町民ニーズを把握し、鉄道や広域路線バス、タクシーなど公共交通の一

つとしての役割を担うことを目的としています。

11月10日から12月8日の期間で、実証運行に関するアンケート調査を行っています。

事業実施後に、これらの課題やニーズをまとめ、行政機関や交通事業者、住民の代表などで構成される「当麻町地域公共交通活性化協議会」にてお諮りしたうえで改善などを協議することとしています。

また、今後もさまざまな形で町民や利用者、関係団体などの

**Q** IP告知放送機について

**A** スマートフォン及びLINE  
利用の普及を進めます

深谷 俊文 議員

**問**

深谷議員

令和7年より当麻町公式LINEによる配信が始まり、現在、町やJA当麻からの情報は、公式LINEおよび自宅に設置したIP告知放送機で発信

ご意見も伺いながら、持続可能な公共交通として改善などを図ってまいります。

**問**

深谷議員

外出支援サービスを使用する方は要支援2の方からですが、要支援1の方も組み入れてはどうか。

**答**

村椿町長

要支援1の方は、「のるーと当麻」の利用者層になりますので、より利用しやすい環境をつくっていききたい。

されていますが、令和8年4月以降はIP告知放送サービスを終了し、FM告知放送機を活用した情報配信が始まります。

このFM告知放送機は、75歳以上で希望する世帯には設置さ

れますが、75歳未満の世帯には希望をしても放送機は設置されません。

対象とならない75歳未満の高齢者世帯では、古いタイプの携帯電話を利用していらっしゃる方が多くいます。

町では、スマートフォンの3ヶ月無料貸出しや、スマートフォン購入補助、スマートフォンの使い方講座など旭川ケーブルテレビポテトを通じて対策をしています。踏み込めない方がいます。

当麻町公式LINEにより便利になった一方で、IP告知機が廃止になりスマートフォンに切り替えられず、放送機がなくなることを大変不安に感じている世帯もいらっしゃいます。

公共の福祉の観点から、FM告知放送機の希望世帯の年齢制限を見直すか、FM告知放送機購入の補助、助成を検討する考えはないか町長に伺います。

**答**

村椿町長

現在、各戸宅に設置していますIP告知放送機は、「当麻町防災行政用告知放送設備管理運用規則」に基づき、災害発

生時の伝達手段として、町が貸与する形で設置しているものです。

しかし、2018年発生の胆振東部地震におけるブラックアウトをはじめとした停電時には、IP告知放送機での受信が不可能となっており、停電時でも町民皆さんの情報伝達手段確保のため、LINEでの行政情報配信を昨年度より始めたところです。

今回新たに導入するFM告知放送機は、IP告知放送機と同様に町が利用者の方に貸与するものであり、スマートフォンを使用することが困難な高齢者、視覚障がい者手帳を所有している方を対象としています。宅内環境にもよりますが、FM告知放送機も、長時間の停電時では町からの情報を受信することが不可能となります。スマートフォンは、現段階で、災害時の一番有効な情報伝達手段と捉えていて、毎月行われているポテトサービスセンター当麻でのスマホ講座や、お試しスマホ貸し出し、スマホ購入補助を通じて、スマートフォン及びLINE利用の普及を進めたいと考えてい

ます。

しかしながら、ご家庭の事情などにより、スマートフォンを所有できない。使うことが難し

いという方もいらっしゃるかと思います。個別にご相談に応じますので、情報発信戦略課へ相談いただきたいと思います。

**Q**

農地再編を計画的に

**A**

生産者団体等と連携を

図りながら検討

上杉 達則 議員



**問**

上杉議員

現在、農業を取り巻く環境は大きく変化している状況に

あり、特に、米価の高騰は話題の中心にあるが、それに伴い農業関連の機械、肥料、物資が大幅に値上がりし、米価の動向によつては、今後の農業経営の大きな不安材料になっています。また、同じく大きな不安材料の一つとしてあげられるのが、高齢化等による農業人口の減少です。本町も「団塊の世代」の方々が、現役で農業を営んでいる現状があり、今後、5年、10年先には、離農者が大幅に増え、農業者の戸数も100戸を下回るのではないかと推測されています。その対策として、新規就農

者の更なる推進はもとより、少ない戸数で、作業効率を上げるために農地再編は欠かせない施策だと考えます。

点在している農地を管理するのは非効率であるのは、承知のところですが農地集約を大々的に行い、国の「農地再編整備事業」を利用して、農地の大規模化を図って、作業の効率を上げていく必要があると考えます。

国の整備事業は申請してから実行されるまで10年位かかると聞いています。

行政、農協、土地改良区が、三位一体となって、今後の農地再編を計画的に行うべきと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

**答**

村椿町長

当麻町における農作業の省力化を目的として実施された農地基盤整備事業の歴史は、昭和47年から開始した道営圃場整備事業により始まり、以来、平成2年度までに計画された地区の整備は完了し、その後も土地改良区を中心に平成7年度から令和3年度までの長期にわたり道営事業による区画整理を行い、

その間、町としてもパワーアップ事業により、農家負担の軽減に努めてきたほか、近年においては、令和4年度に完了した国営かんがい排水事業当麻永山用水地区により、老朽化した水路の改修においても農家負担軽減への対応を行ってきたところです。

高齢化による農業人口の減少は今も続いているのが実態であります。一方、先日開催された新規就農者激励会では、農業後継者5名、新規就農者1名という明るいニュースが伝えられたほか、さらにもう1名の新規就農希望者が、現在取得農地を模索している状況で、当麻農業が確立してきた「複合経営」が、魅力ある「稼ぐ農業スタイル」として認識されてきたものと実感しています。

とはいうものの、ICTを活用した最新の農業技術や大型化する農業機械を効果的に活用するためにも、農地の大規模化が必要となることは承知しており、地元農家の要望を受け、令和10年度より伊香牛地区において道営事業による基盤整備事業の実

施を既に予定しております。この事業では、道営事業において近年実施されなかった「換地処分」にも取り組むほか、用水のパイプライン化など、農家負担の軽減にも配慮された計画となっており、今後の基盤整備事業のモデルとなるのではないかと期待しているところです。

国の「農地再編整備事業」につきましても、道営事業の事業要件が10haであるのに比べ、国営事業の事業要件は400ha以上とされ、事業計画の策定においては生産者団体をはじめとする地元農家の十分な理解と、国営事業実施への機運の高まりが必要となることから、現時点での実施は現実的に大変難しいと考えています。

当面は、今後計画されている道営事業を中心に基盤整備の推進を図りつつ、土地改良区を中心に、農家への基盤整備に関する情報提供に努めるとともに、生産者団体・農協・土地改良区と連携を図りながら検討していきます。

## 町政はあなたのために…



## 議会を傍聴しましょう

- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は3月です。  
お気軽にお越しください。

**Q** 高齢者ハイヤー料金助成事業の継続について

**A** 公共交通機関を利用

西川 泰弘 議員



**問**

西川議員

かねてから計画されていたデマンド交通の来年度本稼働に向け、いよいよ実証運行が開始されており、町民に愛され活用され

る事を期待するところです。

しかし、現時点でのデマンド交通の運行は平日のみで、土日祝日は運行されず、運行時間についても午前8時半から午後4時半までであり、高齢者の皆さんが外出したい日や時間に利用出来ない等の不便性を感じます。また、本町での各種イベントの殆んどが土日祝日に開催されており、公演等も午後6時から開催です。

デマンド交通運行に伴い、現在実施している高齢者ハイヤー料金助成事業の廃止が方向づけられています。

高齢者の皆さんが土日祝日の外出やイベント等に向いて行けるよう、当面は現行の高齢者ハイヤー料金助成を継続し、自

立支援、社会参加の促進を取り進めて頂き、福祉の維持と充実を図ることが必要と考えますが町長の考えを伺います。

**答**

村椿町長

デマンド交通「のるーと当麻」については、現在、利用者や町民の方のニーズを伺う「実証運行に関するアンケート調査」の取りまとめを行っております。その結果を分析するとともに、利用状況や事業運営コストなど勘案し、持続可能な公共交通としてサービス向上を図ってまいりたいと考えています。

「のるーと当麻」には、町内



の交通空白地域の解消が図られるのは基より、誰もが安心して利用できるドアツードア方式による運行や、高齢者向けの料金設定により、高齢者の自立支援や社会参加の促進についても確保されており、住民福祉の向上に繋がることは、十分にご理解いただいているものと存じます。

高齢者ハイヤー料金助成事業は、高齢者の社会参加の促進を図ることを目的として制度設計されており、今後、その目的は「のるーと当麻」に引き継ぐことから、制度を終了することとしています。

「のるーと当麻」が利用できない時間帯につきましては、民間ハイヤーなどの他の公共交通機関をご利用いただけますよう、ご理解願います。

**問**

西川議員

町のイベント等についても、やはり土日祝日がほとんどで、公演等も18時以降の開催で、デマンドが運行していない時間帯です。

土日祝日に運行、あるいは運行時間の延長は、難しい状況と想うので、実現するまでの間、

今のハイヤー料金の助成を継続していただきたい。

**答**

村椿町長  
デマンド交通を、夜遅く

までやる、土日もやるとなると、コストが大変膨らんでいきます。続けることが果たして持続可能な2次交通の空白地帯を埋める手段となり得るのかと言いますと、これは現実的に難しいと思います。

アイデアとしまして、土日のイベントに来た方に対しての支援サービスとして、町民の皆さま

ん誰もが納得感を持っていただけるような制度設計をしていきたいと思っています。



**Q** 自動車運転免許証  
自主返納者への支援について

**A** 「電子地域通貨でんすけペイ」  
によるポイント付与

西川 泰弘 議員

**問**

西川議員

現在、自動車運転免許証自主返納者（70歳以上80歳未満対象）に対しては、支援策としてハイヤー料金助成事業を実施しているところですが、デマン

ド交通の運行開始に伴い、廃止の方向づけとなっています。

高齢者の方々による交通事故は年々増加傾向にある現状のなか、本町に於いては、引き続き自動車運転免許証を自主返納し

やすい環境づくりが必要と考えます。このことは交通事故防止にもつながる事であり、何らかの支援策が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

**答**

村椿町長

交通事故の全体件数は、近年減少傾向にある中、高齢者の方々による交通事故の件数は横ばい傾向となっており、結果として、高齢者の方々が起こす交通事故の比率が増加している状況になっています。

こういったことから、運転に不安を抱えている高齢者の方々が運転免許証を自主返納することとは、交通事故全体件数の減少につながるものと理解しています。

現在、北海道や旭川市では、65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」の交付を受けた方が、これを提示することで、協賛店において割引制度等のサービスを受けられる「北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度」を実施しているところがあります。

本町としましては、北海道、旭川市などと同様に、本町の「高

齢者運転免許自主返納サポート制度」を実施していくことが、大変有益な支援策となることは、十分承知していますが、協賛していただける町内企業・店舗等のご理解、ご協力をいただけるのか、大きな課題があると捉えていますので、今後とも継続的に検討をしたいと考えています。このようなことから、現実的な支援方策としまして、65歳以上の方で、運転免許証を自主返納された方に対して、「電子地域通貨でんすけペイ」によるポイント付与を行う制度を実施し、運転免許証を自主返納しやすい環境づくりを推進してまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。





**問** 加藤議員  
北海道、札幌市、市町村で働く公務員のうち、3人に1人は非正規で、ほとんどが会計年度任用職員です。(約4万人)民間企業だと非正規雇用を5

**Q** 非正規公務員「会計年度任用職員」の処遇改善について

**A** 正規職員とのバランスを考慮

加藤 功 議員

年続ければ無期雇用転換の申し込みが出来ますが、非正規公務員は1年ごとの任用(雇用)となっています。

今年度の町の一般職の職員数は何名か、非正規「会計年度任用職員」数は何名か。

次に会計年度任用職員の初任給の時給は最低賃金を上回っていると思いますが、金額はいくらか。人事院勧告に伴う賃金(給与)改定は4月にさかのぼって行われているのか。

また、勤勉手当は支給されているのか。

会計年度任用職員は国の長年の政策により、正規の仕事が非正規で穴埋めされてきた面があり、非正規の職責はそう軽くないと思います。

今日の異常な物価高騰のなか、給料が低くて暮らしが大変だという声も届けられています。町長は処遇改善について、どのように考えているのか伺います。

**答** 村椿町長

会計年度任用職員制度は、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和2年4月に導入された制度で、それまでの臨時職員としての雇用から、会計年度任用職員としての雇用へ移行したものです。

さて、本年度一般職の職員数は、4月1日時点で122名、会計年度任用職員は、年度を通じた通年の雇用と、選挙事務や国勢調査などの一時的な雇用を合わせ、延べ114名が年度末までに雇用される見込みです。

会計年度任用職員の初任給は、職種により違いはありますが、一般事務職員であれば、本年12月1日時点で、1,203円です。人事院勧告による給与改定時期としては、12月1日であり、勤勉手当については、支給していません。

物価高騰の状況の中で、処遇

改善について、どのように考えているのかとご質問ですが、本町の会計年度任用職員は、職員の補助的・補完的な業務を行っているため、このことから、1日7時間以内のパートタイム勤務であり、月額給与であるフルタイムの正規職員と、時給報酬のパートタイム会計年度任用職員では、給与・報酬支給の計算の仕方や人事評価の実施など、運用方法が異なる場所があり、正規職員と同じ待遇にするには、多くの課題があることも事実です。

現在、多くの方々が会計年度任用職員として、様々な職種で職務を担い、遂行していただいていることは、町にとりまして大変重要で、貴重な人材であることも、重々承知しているところであります。

本町としては、会計年度任用職員に対する、給与表及び期末手当の支給率の改定は、人事院勧告の効果を早急に反映できるように、12月1日から適用しているところであり、このことは、近隣町と比較して、高い優位性があると捉えています。

以上のようなことから、会計年度任用職員の処遇改善については、中央部近隣町の実態を十分把握するとともに、正規職員とのバランスを考慮した上で、今後の検討課題としていきたいと考えています。

**問**

加藤議員

非正規も正規と同時の賃上げと勤勉手当を、支給できないのか。

**答**

村椿町長

会計年度任用職員の方々の処遇改善については、各近隣町、全道自治体の意見交換もしながら検討していきたい。



**推せん**

**人権擁護委員候補者の推薦について**

令和8年3月31日で任期満了となる鎌田耕作氏（5条東3丁目）を引き続き推薦することに適任として答申しました。



**条例**

**国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い、国内外における物価上昇など、経済社会情勢の変化に対応するとともに、事務負担軽減を図ることを目的として、旅費支給対象等の見直しを行い、より実態に即応した支出を図る観点から、本条例を制定し、関連する条例について一括して改正を行うものです。

いずれの条例も旅費の支給方法については、一般職の職員の旅費支給の例に準じており、旅費の種目をそれぞれ改正します。なお、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

**当麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について**

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、生後

6カ月から満3歳未満で、保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる通園給付として、乳児等通園支援事業、通称「子ども誰でも通園制度」が創設され、令和8年度より全ての市町村で実施されることから、国の基準に従い、本条例を制定するものです。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

**質疑**

**問**

上杉議員

従事者の人数によって受入人数が変わってくると思うが、どれくらい受入れが可能なのか。

**答**

子育て支援課長

余裕活用型については、保育園等の空いている定員が受け入れ可能です。本町では一般型での実施を予定していますが、一般型では保育士1人につき子供3名まで受け入れ可能です。

子ども誰でも通園制度では、少なくとも保育士を2人置かなければならないため子供は6名まで受け入れ可能ですが、現実的

に不可能なため2名の受け入れを予定しています。

**当麻町まちづくり寄附条例の一部を改正する条例について**

この条例は、まちづくり寄附金、いわゆる、ふるさと納税について規定をしている条例ですが、寄附者の意向を反映させる事業の区分に、第3号として「持続可能な地域産業を指した商工及び観光に関する事業」を追加し、以下の号を繰り下げ、第5号「心がつながる特色あるまちづくりに関する事業」を、第6号「地域住民のコミュニティ及び生活文化に関する事業」に改めるものです。

なお、この条例は、令和8年1月1日から施行します。

**質疑**

**問**

餌取議員

ふるさと納税で寄附された金額を教えてください。また、ふるさと納税の返礼品である今摺米が不足しているという話を聞きます。返礼品の状況が、どうなっているのか。

**答**

情報発信戦略課長

昨年度のふるさと納税の寄附額は6億7,083万1,471円となっています。

また、お米が一番人気の返礼品ですが、JA当麻や個別の農家の方と十分協議させていただき、数量の確保に努めているところ です。

**当麻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について**

令和6年1月に発生した能登半島地震で給排水管の破損が多数発生したに加え、地元の給排水工事業業者自身の被災等により復旧が遅れが生じ、各家庭で水が使用できない状況が長期化したことから、他の市町村長の指定を受けた事業者による工事等が可能となるよう、所要の改正を行うものです。

なお、いずれの条例も、公布の日から施行します。



**協約の変更**

**連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について**

今回の協約内容の変更は、「子育て支援体制の充実」の「子ども緊急さばねつと事業」で緊急時に限定されているサービスを、通常利用の預かりや送迎も対象として事業を行うこととし、名称も「上川中部ファミリーサポートセンター事業」に変更するものです。



**補正予算**

**令和7年度当麻町一般会計補正予算(第6号)**

現行の予算から125万2千円を減額し、歳入歳出それぞれ86億4,417万9千円としました。

**◎補正の主な内容**

戸籍住民基本台帳費で、戸籍システムの共同親権導入対応、氏名の振り仮名記録対応等に伴うシステム改修委託料を増額、非課税世帯に対する冬季暖房費用の助成として、高齢者等の冬生活支援事業費を増額、執行見込額の減に伴い、森林整備セ

**質 疑**

西川議員

**問**

熊の被害について町内では被害があるのかどうか。猟友会のメンバーは何人いるのか。また、熊撃ち対応がとれる状況なのか。

さらに春駆除の対応は可能なのかどうか。

**答**

農林業振興課長

ここ最近、熊の直接的な被害はない状況です。猟友会については、現時点で8名となっています。

また、熊が撃てる方については、先日模擬訓練を行っていましたが、ガイドラインで熊を撃つ条件として、近年、熊を撃つたことがある方、鹿を撃つた方についても資格があるとされています。

**答**

室屋副町長

ますので、ガイドラインの要件を満たす方は、そろっています。春駆除については、国では春季捕獲という名前で推進しています。

実際に本町でも過去にはやっています。春駆除をしていったハンターの方は現役を引退されています。実際に春熊駆除、捕獲を実施するのは難しい状況です。今後、研修等を進めていくことで猟友会と協議をしているところ です。

**問**

澤田議員

スポーツセンター管理事業の修繕料にはフロアの椅子の修理は入っているのか。

**答**

社会教育課長

火災報知器等の消防設備の不備・不良箇所の修繕に対応するため補正を計上しています。ロビーの椅子については確認をし、年次的に修繕できるかを含めて、今後、検討します。

**令和7年度当麻町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)**

①補正の主な内容  
 現行の予算に646万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ8億9,259万7千円としました。

②補正の主な内容  
 令和8年4月1日施行の子ども・子育て支援金制度に対応するため、国民健康保険システム改修委託料を、高額な医療費の増により、高額療養費給付金を増額補正しました。

令和7年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第4号）  
 現行の予算に236万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,060万6千円としました。

③補正の主な内容  
 带状疱疹ワクチンなど、接種者の増に伴い、医薬材料費を増額補正しました。

令和7年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
 現行の予算に103万4千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,223万4千円としました。

④補正の主な内容  
 令和8年4月1日施行の子ども・子育て支援金制度に対応するため、後期高齢者医療システム改修委託料を増額補正しました。

令和7年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
 現行の予算に98万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ12億1,844万5千円としました。

⑤補正の主な内容  
 令和7年度税制改正で、介護報酬の改定等が行われることからシステム改修業務委託料を、給付件数の増に伴い介護予防サービス等諸費を増額補正しました。

## 第5回臨時会

令和7年11月28日開催

条例改正6件、補正予算5件について審議しました。

〔議案審議結果は14ページをご覧ください〕



## 条例

当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

人事院勧告に基づき、公務員と民間給与との支給割合の格差解消を図るため、期末勤勉手当の

年間支給月数を4・60カ月から4・65カ月とし、初任給及び若年層の俸給月額を引き上げました。

これに伴い、職員の支給割合を準用する会計年度任用職員についても併せて改正しました。

当麻町特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について  
 国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
 人事院勧告により職員の期末勤勉手当の支給月数が改正されたことに伴い、特別職の職員及び町議会議員、町立診療所の医師の期末手当支給割合を職員と同じく改正するもので、年間100分の460から100分の465としました。

当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

この条例は、町税の基幹システムの標準準拠化に伴い、町税の証明等の様式が標準様式に改正されるため、証明書交付手数料の種類項目について、「16番所得・課税・納税証明書」を「16番納税証明書」と「17番所得・課税証明書」に分けて、所得・課税証明書を「1通につき300円」に改正するものです。  
 なお、この条例は、公布の日から施行します。



# 補正予算

## 令和7年度当麻町一般会計補正予算(第5号)

現行の予算に1,591万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ86億4,543万1千円としました。

### ◎補正の主な内容

人事院勧告による給料表、期末勤勉手当の支給月数の改定に伴い、初任給及び若年層の俸給月額引き上げなど、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

**令和7年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第3号)**

現行の予算に146万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億5,824万1千円としました。

### ◎補正の主な内容

人事院勧告による給料表及び期末勤勉手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

## 令和7年度当麻町介護保険特別会計補正予算(第3号)

現行の予算に147万5千円を追加し、歳入歳出それぞれ12

億1,745万8千円としました。

### ◎補正の主な内容

人事院勧告による給料表及び期末勤勉手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

## 令和7年度当麻町水道事業会計補正予算(第3号)

現行の収益的収入及び支出の総額に37万1千円追加し、2億4,642万3千円としました。

### ◎補正の主な内容

人事院勧告による給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

## 令和7年度当麻町公共下水道事業会計補正予算(第2号)

現行の収益的収入及び支出の総額に20万5千円追加し、収益的収入で1億8,387万3千円、収益的支出で1億6,646万6千円としました。

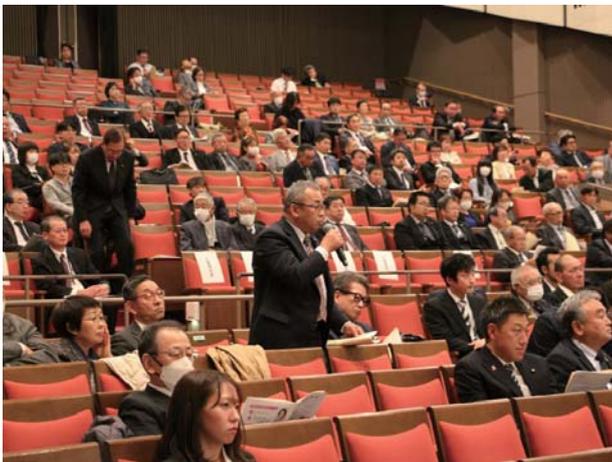
### ◎補正の主な内容

人事院勧告による給料表及び期末手当の支給月数の改定に伴い、一般職給料と期末勤勉手当を増額しました。

令和7年11月6日

## 上川管内町村議会議員研修会

11月6日に旭川市公会堂ホールで開催された令和7年度上川管内町村議会・北海道市議会議長会道北支部議員研修会に参加し、関東学院大学法学部地域創生学科教授の牧瀬 稔氏から「議会改革の現状と課題」地方議会の将来について」と題した講演を、弁護士三輪記子氏から「最新裁判例から分かるハラスメント問題との向き合い方」と題した講演を受けました。



三輪記子氏



講師 牧瀬 稔氏

2025  
年度



# 子 ども 町 議 会



11月20日開催・議事堂にて

令和7年度当麻小6年生町議会は、11月20日に招集され、会期1日間で開かれました。

総合的な学習の一環として行われたもので、「伝えよう！当麻町のよさ」をテーマに当麻小学校6年生が議員・理事者となり、「農業の宿泊体験」や「観光客増やそう大作戦!!」、「当麻町の魅力大発見」、「特産品フェスティバル」など、7件をチームごとに提案し、当麻町がよりよく発展するためにはどうしたらよいか、活発な質疑応答が行われました。

児童のみなさんが実際の議事堂で議会の仕組みを学び、当麻町の将来を考えるきっかけとなれば、大変うれしく思います。



おめでとうございます

## 二十歳を祝う会

1月11日、まともーるにおいて、「令和8年 二十歳を祝う会」が挙行されました。

出席者は来賓から祝辞を受け、成人としての責任と自覚を持ち歩んでいくことを誓いました。

今年も式典の後に交流会が行われ、小・中学校の先生クイズ、懐かしのスライドショーなどがあり、久しぶりに集まった仲間で盛り上がっていました。



# 議案審議の結果

## 第 5 回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第1号	当麻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	11月28日
議案第2号	当麻町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第3号	当麻町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第4号	当麻町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第5号	国民健康保険当麻町立診療所の医師の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第6号	当麻町手数料徴収条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第7号	令和7年度当麻町一般会計補正予算（第5号）	原案可決	
議案第8号	令和7年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第3号）	原案可決	
議案第9号	令和7年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	
議案第10号	令和7年度当麻町水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決	
議案第11号	令和7年度当麻町公共下水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決	

## 第 4 回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	適任	12月12日
議案第1号	国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	
議案第2号	当麻町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決	
議案第3号	当麻町まちづくり寄附条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第4号	当麻町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第5号	当麻町公共下水道条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第6号	連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更について	原案可決	
議案第7号	令和7年度当麻町一般会計補正予算（第6号）	原案可決	
議案第8号	令和7年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	原案可決	
議案第9号	令和7年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第4号）	原案可決	
議案第10号	令和7年度当麻町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第11号	令和7年度当麻町介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	

## 議案の採決結果

	片原議員	上杉議員	加藤議員	餌取議員	善光議員	深谷議員	西川議員	岸山議員	澤田副議長	中港議長
第5回臨時会										
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第4回定例会										
諮問第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第8号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第9号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第10号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第11号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 ×=反対 欠=欠席

ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

編集

議会報編集特別委員会

委員	副委員長	委員長	委員
岸山尚弘	上杉達弘	餌取秀信	西川泰弘



# 議会のうごき

11月11日 ⇨ 2月10日

議会の傍聴や、  
議事堂の見学を  
してみませんか。

## スキー教室



### 11月 11~15日

- 町村議会議長全国大会・上川町村議会議長会臨時総会・  
上川管内町村議会議長現地研修会（副議長⇒東京・神奈川・埼玉県）
- 20日 当麻小学校6年生子ども議会
- 25日 全員協議会
- 26日 総務文教常任委員会
- 27日 産業福祉常任委員会
- 28日 第5回臨時会  
第2回大雪浄化組合議会定例会（組合議員）  
第2回愛別町外3町塵芥処理組合議会定例会（組合議員）  
第2回上川中部福祉事務組合議会定例会（組合議員）  
上川中央部市・町議会事務局長会議（局長⇒旭川市）
- 29日 当麻保育園お遊戯
- 30日 商工会館お披露目会

### 12月

- 3日 障がい者福祉の集い
- 5日 議会運営委員会
- 6日 第2師団第50回定期演奏会（議長⇒旭川市）
- 10日 市街地区町内会連合会役員等研修会
- 12日 第4回定例会  
全員協議会  
議会報編集特別委員会
- 17日 旭川東警察署当麻駐在所内覧会（議長）
- 18日 歳末における地域安全活動（議長）
- 19日 米産地形成協議会定期総会（議長）
- 22日 第3回大雪消防組合議会定例会・全員協議会（組合議員⇒美瑛町）
- 26日 議会報編集特別委員会

### 1月

- 6日 新年交礼会
- 9日 上川町村議会事務局長後期研修会（局長⇒旭川市）
- 11日 二十歳を祝う会
- 12日 当麻消防出初式
- 16日 全員協議会
- 19日 第1回大雪浄化組合議会臨時会（組合議員⇒比布町）
- 21日 上川中央部市・町議会議長会定例会議（議長⇒愛別町）
- 23日 第1回臨時会  
議会報編集特別委員会
- 29日 議会報編集特別委員会（リモート）
- 30日 交通安全関係団体新年の集い（議長）

### 2月

- 6日 上川町村議会議長会定期総会及び行政懇談会（議長⇒旭川）